

2025年度③

憲 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入ください。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りください。

憲 法③

次の問題ⅠとⅡのうち、どちらか1問を選択して解答しなさい。なお、選択する問題の番号を解答用紙の所定の欄に記入すること。(100点)

- Ⅰ 裁判所法（昭和22年法律第59号）第66条第1項に、「司法修習生は、司法試験に合格した者（司法試験法（昭和24年法律第140号）第4条第2項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあつては、その合格の発表の日の属する年の4月1日以降に法科大学院（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了したものに限る。）の中から、最高裁判所がこれを命ずる」と定められている。

ここには原文の漢数字を算用数字に変換して引用しているが、「(……課程を修了したものに限る。）」という括弧書（かっこがき）は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第44号）第5条により追加された部分である。このように限定している規定は、司法試験法第4条第1項第2号の「司法試験予備試験に合格した者」という受験資格により「司法試験に合格した者」には、もちろん適用されない。

このような規定について、どのような受験資格により「司法試験に合格した者」でも、司法試験法第1条第1項と第3条第4項に定められている「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力」を有することを公に認められているはずだから、不必要で不合理な限定により憲法上の権利を制約しているのではないか、という趣旨の批判があるとする。

もっとも、法科大学院に在学中の受験により「司法試験に合格した者」は、そもそも司法試験法第4条第1項第1号の「法科大学院の課程を修了した者」として「司法試験に合格した者」と同等の資格により司法修習生に任命されるのでなければならぬはずだから、任命時には「法科大学院の課程を修了した者」でもあるのでなければならぬ、という趣旨の説明もあるとする。

裁判所法第66条第1項の「(……課程を修了したものに限る。）」という限定の規定の憲法適合性について論じなさい。なお、法の下での平等については論じなくてよいこととする。

II 衆議院議員であるXは、衆議院議員20名の賛同を得てA法律案を衆議院事務局に提出した。ところが、同事務局は、衆議院においては議員による法律案の提出にはその所属会派の機関承認を必要とするという先例が存在するとして、XがA法律案の提出に当たってXの所属する会派の機関承認（幹事長・総務会長・政務調査会長・国会対策委員長の署名）を得ていなかったことを理由に、A法律案を不受理とした。

- (1) 衆議院議員の法律案の提出に会派の機関承認を必要とするものの憲法上の問題点について論じなさい。
- (2) XがA法律案を不受理とされたことを理由に、国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟を提起した場合、裁判所としてはいかなる判決をすべきか、論じなさい。